# 家 畜 衛 生 情 報 No.4 令和6年8月9日

西北地域県民局地域農林水産部つがる広域家畜保健衛生所 津軽地区家畜衛生推進協議会 東青地区家畜衛生推進協議会



TEL 0173-42-2276 FAX 0173-42-6087

## 夏季期間中における家畜防疫対策の徹底をお願いします

アフリカ豚熱及び口蹄疫について、<u>令和5年にシンガポールやバングラデシュで初めてアフリカ豚熱の発生が、</u><u>令和5年5月にワクチン接種国である韓国で4年ぶりとなる口蹄疫の発生</u>が確認されるなど、アジア・ヨーロッパ各地で家畜の伝染病の発生が続いており、日本への侵入リスクは依然として高い状況です。

夏季休暇期間は、日本人観光客も多く渡航することが想定されることから、引き続き家畜防疫対策の徹底をお願いします。

#### ① 海外渡航の自粛等

- ・アフリカ豚熱、口蹄疫等の発生地域や非清浄地域への渡航を自粛してください。
- ・日本への持ち込みが禁止されている肉製品等が持ち込まれることのないよう外国人従業員へ周知すること。

## ② 衛生管理区域・畜舎内への病原体持込み防止

- 関係のない者を立ち入らせない、不要な物は持ち込まない。
- ・立ち入る者には、専用の衣服や手袋・長靴の着用、着用にあたっては脱衣の前後で動線が交差しないように。
- ・消毒にあたっては、消毒前に汚れを落とし、適切な濃度で消毒薬を用いること。 踏込消毒槽は1日1回交換。
- 野生動物の侵入防止対策の徹底(防護柵、防鳥ネットの設置等)。不備があった場合は直ちに改善を。

## ③ 早期発見・早期通報

- ・アフリカ豚熱、口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザの「特定症状」について、所有者・従業員等に改めて周知すること。
- ・豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫の症状を呈する家畜又はその死体を発見したときは、つがる広域家保まで早期通報を。
- ・毎日の健康観察を入念に。

舌の水疱

- ④ 疾病発生時の円滑な防疫措置に必要な事前準備
- ・埋却地について、自己所有地以外の土地を候補地とする場合、土地利用に関する契約状況を確認すること。



家畜伝染病を疑う異状が見られたら、直ちに つがる広域家畜保健衛生所 にご連絡ください 電話:0173-42-2276 夜間・休日:090-8788-7459

鶏冠のチアノーゼ